

■基本契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
368	全般					契約書中に記載の「当事者」の定義が記載場所により不明確と思われます。「構成員」等への修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。
369	2	第3条	5		事業の概要等	御組合が行う業務⑦インフラ整備の中には、別紙『要求水準書 P184 1土木工事』に記載されています造成工事は含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	クリーンセンター内の造成工事は、本組合が実施します。
370	3	第4条	1	(3)	役割分担	「運営企業は、特別目的会社から運営・維持管理業務の一切を再受託する。」とありますが、S PCIは本事業における運営業務の全てを、運営企業に委託するものと理解してよろしいでしょうか。	他の特定事業契約に別段の定めのある場合を除きます。この旨基本契約書に反映します。
371	5	第8条	2		設計・建設業務	【】内(建設企業が建設JVに参加しない場合)は(設計企業が建設JVに参加しない場合)の間違いではないでしょうか。	ご理解のとおりです。この旨基本契約書に反映します。
372	5	第8条	2		設計・建設業務	「本施設を平成27年11月23日完成させて組合への引渡しを完了するものとする」とあり、「別紙2 事業日程」には「1設計・建設期間」として「建設工事請負契約締結日から平成27年11月30日」と有ります。平成27年11月24日～30日の間の扱いはどのようになるのかご教示下さい。	特別目的会社の管理となります。履行期間の始期を平成27年11月24日とします。
373	9	第14条	4		契約の終了	本基本契約が解除となった場合において、第12条、第15条及び第16条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるとありますが、拘束される期間をお示しください。	本基本契約において期間の定めはしません。